



支えがあれば

福崎小学校6年(当時)

宮内杏菜

わたしのおばは、十五年前に病気になる、それがきっかけで障害者となりました。

わたしは病気で障害者となったおばさんの姿しか知りませんが、病気になる前は、バレーボールやマラソンなどが得意な元気いっぱいのおばさんだったそうです。

そんなおばさんが、三十四才の時に、風邪を引き、高熱が続いて、一年間意識がなくなっていました。そして、やっと意識が回復した後、ヘルペスにかかってしまい、いろんなところに指令する脳の海馬(かいば)というところが死してしまい、全盲になってしまいました。

おばさんが病気になった時、いとお兄ちゃんは小学四年生、お姉ちゃんは小学二年生でした。

おばさんが入院中、おじさん

は、自分の仕事と、家のバリアフリーの工事などで忙しく、いとお兄ちゃんとお姉ちゃんはおばあちゃんに育ててもらったと聞きました。

わたしは、おじさんにバリアフリーの工事で、最も注意したことを教えてもらいました。

廊下の手すりや廊下と部屋の段差をなくすために廊下にうすい畳をしたこと。トイレやお風呂にも手すりをつけたり、できるだけ段差をなくしたりしたこと。目が不自由なおばさんが少しでも家で生活しやすくするために、あらゆることを考えて家を改装したと話してくれました。

おばさんは退院後、半年ほど一人では何もできなかったそうです。その後、リハビリのために病院に通い、白い杖での歩行訓練などをされたそうです。それまで、元気にバリバリ活躍されていたおばさんが、突然目が不自由になった時、どれほどショックだったか想像もつきません。おばさん本人はもちろんです、家族全員がどうしようもない不安におちいったと思います。それでも、持ち前の明るさとかんばりでもリハビリを重ね、少しずついろいろなことができるようになりました。

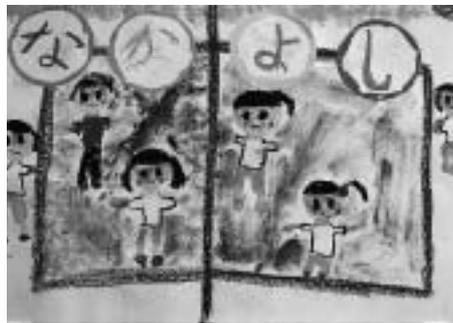
訓練のおかげで、今は障

害福祉施設のデイサービスを受けられているそうです。

話を聞いているうちに、いっしょに暮らしている家族の支えも計り知れないと思いました。家族の理解と応援があるからこそ、不自由があっても安心して生活できるのだと感じました。

いとお兄ちゃんは、バリアフリーの工事を見てから、将来の仕事を決めたらしく、建築関係の会社に就職しました。また、お姉ちゃんは、中学校の国語の先生を目指して、大学で頑張っています。そして、二人とも、おじいちゃんやおばあちゃんに「ありがとう」といつも言っているそうです。両親や祖母への尊敬と感謝の気持ちを忘れないといふことをえらいなあと思います。

今まで、障害ということについてあまり深く考えていなかったわたしが、七月に神奈



八千種小学校2年(当時) 安達里穂



田原小学校5年(当時) 赤松優里



福崎西中学校3年(当時) 佐藤明日香

川県の障害者施設で起こった無惨な事件を見て、障害のある人に対する考えが変わりました。そして、おばさんや他の障害のある方たちに対して、何ができるかを考えるようになりました。

おばさんが食事の時、おばあちゃんといっしょに、お茶碗やコップなどを時計の数字の位置に配置しました。おばさんに声を掛けながら準備していると、「杏菜ちゃん、ありがとう。」と言ってくれました。

また、デイサービスの迎えの車が来た時、おばさんを車のドアまで手をつないで連れて行ってあげたら、おばさんとデイサービスの方が、やさしく、「ありがとうね。」と言ってくれました。

わたしが、今できることは、偏見を持たず、自分にできることをすることだと思います。話をしたり、手伝いをしたり、笑顔でいたり…。心を開いて、接することが大事だと思います。わたしも、おばの家族のよう

に、いつも笑顔で、人を支えらる人になりたいです。

人権標語

しんせつは してもされても 気もちいい

福崎小学校2年(当時) 古瀬千夏

友だちの 優しい言葉 まねしよう

田原小学校4年(当時) 小谷優奈

大丈夫? その一言が 救いの手

福崎東中学校1年(当時) 山本利子

考えよう いじめをなくす 心がけ 明るい未来へ大きな一歩

福崎西中学校2年(当時) 廣瀬七音

大貫不燃物中継基地 臨時休場のお知らせ

10月7日(土)・8日(日)は
秋祭りのため休場します。

通常開場日 土曜日・日曜日・月曜日
受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00

10月1日から くれさかクリーンセンターへの 直接持ち込みごみの搬入方法が 変わります

1. 一般家庭から出た生活系ごみ

事前に住民生活課で申請が必要です。
無料で搬入するためには「処理手数料減免申請書」が必要です。事前に印鑑を持って住民生活課までお越しください。
注意！
減免申請書がない場合、くれさかクリーンセンターへの直接搬入は有料となります。

2. 個人で行った家屋解体に伴うごみ

事前に住民生活課で申請が必要です。
「一般廃棄物処理申出書」と「処理手数料減免申請書」が必要です。事前に印鑑を持って住民生活課までお越しください。

3. 剪定くず

手続きは不要です。
10kgあたり100円で搬入できます。

4. 事業活動に伴うごみ

手続きは不要です。
10kgあたり100円で搬入できます。

問い合わせ先 住民生活課(内線372・373)

10月1日から仮設トイレの くみ取り料金が変わります

工事・建築現場や、村の祭りなどの行事で使用する仮設トイレについては、下記のとおり、くみ取り量に関わらず定額となります。

| | | |
|-------|-----------------|--------|
| 1基あたり | 中間くみ取り | 2,000円 |
| | 最終くみ取り (撤去時) | 3,000円 |

(住民生活課)

お知らせ 介護用品購入費助成 布団クリーニング助成

在宅介護を支援し、介護負担の軽減を図る目的で、かかった費用の助成をします。

| | 介護用品購入費 | 布団クリーニング |
|--------|---|--|
| 対象者 | 福崎町に在宅の次の方 介護保険要介護4以上の方 福崎町重度心身障害者(児)介護手当受給者 | 福崎町に在宅の次の方 介護保険要介護3以上の方 福崎町重度心身障害者(児)介護手当受給者 |
| 申請できる方 | 上記対象者本人、もしくは同居またはそれに準じる状態で対象者を介護されている方 | |
| 助成額 | 年間18,000円まで | 年間6,000円まで |
| | 平成29年4月1日～平成30年3月31日に支払った費用が対象です 入院中または入所中に購入した介護用品、使用した布団は対象外です | |
| 申請方法 | 申請書に必要事項を記入し、領収書(宛名、品目の記載があるもの)もしくは内容の分かるレシートを添付してください | 申請書に必要事項を記入し、宛名の書かれた領収書を添付してください |
| | 申請書は役場にあり 申請には印鑑が必要です | |
| 提出期間 | 平成30年4月13日(金)まで | |

問い合わせ先 健康福祉課高年福祉係(内線364)

水道メーター取替えのお知らせ

福崎町では、計量法に基づき、有効期限を迎える水道メーターを毎年交換しています。期間中、福崎町指定給水装置工事事業者が対象となるご家庭へ伺いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

対象地区 西野、亀坪、西野野垣内、神谷、西谷、西治、高橋

作業期間 9月15日(金)～28日(木)

問い合わせ先 上下水道課(内線383、385)

生活科学 センター だより

不審な覚えのないメール
慌てて連絡しないで！

〔相談〕

スマートフォンに、「有料動画の未納料金が発生しております。本日中午に連絡なき場合、法的手続き致します」と実在する動画配信会社からメールが届いた。

利用したことがないので何かの間違いだと思っただが、法的手続きされても困るので確認のためにメールに記載の連絡先へ電話をした。すると業者から「利用履歴が残っている、払わないと弁護士から訴状が届く」と支払いを強く迫られ、怖くなって電話を切った。身に覚えはないが、どうすればよいか。

〔処理〕

契約は双方の合意がなければ成立しません。架空請求の事例を紹介し、身に覚えのない

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



い利用料金を支払う必要はないので無視しておくように助言しました。

また、相手業者へ連絡したことで着信履歴が残り、今後電話がかかってくる可能性があります。知らない番号からの電話には出ないこと、また、しつこく電話がかかってくる場合は着信拒否の設定をするよう伝えました。

〔アドバイス〕

架空請求に関する相談は、昨年度全国で7万7千件ありました。電話番号でメールを送信するSMS（ ）を使い、知名度の高い会社を名乗ってメールを送りつけます。会社の信用性を逆手に取った新たな手口で、被害が拡大しています。

慌てて相手業者へ連絡を返してしまつと、「支払わなければ裁判になる！」など不安をあおります。また、利用はしていないと強く伝えても「こちらの手違いだった。手続き上支払ってもらわなければ

ば裁判になってしまつ。返金できる制度があるので、安心して一旦お支払ください」などと支払いを迫られます。

最近「高額三選しました」というメールが送られてくる場合もあります。当選金を受け取るには手数料が必要と言ってお金を請求してくる詐欺の手口です。不審なメールは決して相手業者に連絡せず無視しておきましょう。一度支払ってしまったお金を取り戻すのは非常に困難です。

また、インターネットで調べた被害回復をうたったサイトは安易に利用しないでください。場合によっては何も解決できないのに、料金だけ請求されてしまつ二次被害につながる可能性があります。

まずは無料で相談を受け付けている生活科学センターへ連絡してください。
SMS：ショートメッセージサービス。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ

(☎ 22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時

(月曜日は休館日)

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

| 区分 | 年額負担金 | 被害認定 | 最高給付金 |
|---------------|--------|---------------------|-------|
| 住宅再建共済 (1) | 5,000円 | 半壊以上 | 600万円 |
| 一部損壊特約 | 500円 | 一部損壊 (損害割合10%以上) | 25万円 |
| 家財再建共済 (2) | 1,500円 | 半壊以上 又は床上浸水 | 50万円 |

(1) 分譲マンションにお住まいの方も加入できます。

(2) 借家にお住まいの方も加入できます。

住宅と家財の同時加入や複数年一括払いによる割引制度があります。

【お問合わせ先】 兵庫県中播磨県民センター

☎ (079) -281-9062

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

☎ (078) -362-9400 (平日9:00~17:00)



小さな負担で
大きな安心

秋の全国交通安全運動

9月21日(木)～30日(土)

秋口は日没時間の急激な早まりとともに夕暮れ時や夜間の事故が増える季節です。

事故にあわないよう十分に注意し、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を心がけてください。

自動車、自転車を利用される方は早めのライト点灯を心がけましょう。歩行者は反射材などを身につけて、事故にあわないようにしましょう。飲酒運転は絶対しないでください。

シートベルトは全席着用となっています。運転者だけでなく、同乗者もシートベルトを着用しましょう。

チャイルドシートを正しく着用してください。

運転中に携帯電話を使用しないでください。

(住民生活課)

火災対策

火事は注意すれば防げる災害ですが、万が一発生してしまったときは「あわてず、騒がず、落ち着いて」行動するようにしましょう。

出火原因別防火・消火のポイント

住宅火災の原因で多い7つです。

あらためて自分の生活を振り返り、日ごろから火災の予防を心がけるようにしましょう。

放火



家の周囲に燃えやすいものを放置しない
車庫や物置などに鍵をかける
ゴミは収集日の朝、決められた場所に出す

コンロ

油を使った料理の際は火のそばを離れない
離れるときは必ず火を消す
コンロの周りには燃えやすいものを置かない



たばこ

投げ捨て、寝たばこは絶対にしない
吸いさしを残したままその場を離れない
灰皿に水を入れる
ごみ入れに吸いがらを捨てない

火遊び

マッチやライターを子どもの手の届くところに置かない
ふだんから子どもに火の怖さと正しい使い方を教えておく



ストーブ

ストーブや電気器具で洗濯物を乾かさない
周囲に燃えやすいものを置かない
完全に火を消してから給油する

たき火

風が強いとき、空気が乾燥しているときは、たき火をしない
そばに消火用の水を用意し、周囲の安全を確認する
終わったら必ず消火を確認する
たき火の灰は処分する



電灯・電話等の配線

たこ足配線はしない
傷んだコードやコンセントはすぐに修理・交換する
取扱説明書をよく読み、正しく使う

初期消火の3原則

通 報

大きい声で「火事だ!」と叫び、隣近所に知らせましょう。声が出ない場合は非常ベルや音の出るものをたたいて知らせること。

小さな火でも必ず119番に通報しましょう。

初期消火

火が横に広がっているうちは消火可能。備え付けの消火器のほか、水や座ぶとんなど身近なものを活用して消火しましょう。

避 難

火が天井に届いてしまったら消火は困難。無理せずすぐに避難しましょう。

避難するときは燃えている部屋の窓ガラスやドアを閉めて空気を遮断すること。

住宅用火災警報器で被害を減らしましょう

平成16年の消防法の改正により、住宅用火災警報器など防火機器を住宅に設置することが義務づけられています。住宅用火災警報器は、住宅火災による煙や熱を自動的に感知し、音声など警報を発します。警報器の設置を徹底したことから、住宅火災の死者を大幅に減少させた例もあります。



「知っておきたい防災対策」は今回が最終回です。

農地を貸し借りするときは手続きが必要です

当事者同士だけで行う口約束など、手続きのない農地の貸し借りは農地法上無効であり、トラブルの元となりますので、農地の貸し借りをされる際は、適正な手続きを行ってください。

農地の貸し借りの手続きには、農地法第3条申請（農業委員会へ申請）と農業経営基盤強化促進事業による利用権設定（市街化区域を除く：町へ申請）があります。申請時期・申請方法等が異なりますので、不明な点は農業委員会までお尋ねください。

【申請時期】

農地法3条申請（毎月5日が締切：締切日が閉庁日の場合は翌開庁日）

| 利用権設定 | 申込締切日 | 10月25日 | 12月25日 | 3月25日 |
|-------|----------|--------|--------|-------|
| | 公告日（開始日） | 12月1日 | 2月1日 | 5月1日 |

申込締切日が閉庁日の場合は翌開庁日

問い合わせ先 福崎町農業委員会（農林振興課内・内線313）

平成30年度 認定こども園等入園受付のお知らせ

平成30年4月から新たに入園を希望される方は、下記の日程で申し込みをしてください。

申込書は10月10日（火）から学校教育課及び町内の各認定こども園で配布します。

町内の園に在園中で、4月以降も入園を希望される方は、園を通じて別に手続きのご案内をします。

福崎町内に住所がない方は、住所地の自治体を通じて申し込んでください（転入予定の方も現在の住所地を通じて申し込んでください。）

5月以降の入園を希望される方の受付も行います。

指定した日程に来られない方は学校教育課までお問い合わせください。



| 施設名 | 受付日時 | 受付場所 |
|----------------------------------|--------------------------|-----------|
| 姫学こども園 南田原2062番地 ☎22-5480 | 10月24日（火） 9:30～11:30 | サルビア会館 |
| 田原幼児園 西田原1263番地4 ☎22-1032 | 10月24日（火） 13:30～16:00 | |
| サルビアこども園 山崎617番地7 ☎22-1313 | 10月26日（木） 10:00～12:00 | 文化センター |
| 福崎幼児園 福崎新448番地3 ☎22-1091 | 10月26日（木） 13:00～15:00 | |
| 高岡幼児園 高岡1956番地33 ☎22-3960 | 10月26日（木） 15:00～16:00 | |
| 八千種幼児園 八千種276番地2 ☎22-1207 | 10月27日（金） 13:30～15:00 | 八千種研修センター |

町外の保育所（公立・私立）・認定こども園（保育所部）・事業所内保育所に入園希望の方
上記の日程に来られない方

| | | | |
|------|---------------------|------|--------|
| 受付日時 | 10月28日（土）9:30～12:00 | 受付場所 | サルビア会館 |
|------|---------------------|------|--------|

問い合わせ先 学校教育課（内線251）